

高槻高等学校 学則

(昭和23年4月1日施行)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、高等普通教育を施して、国家、社会を担う心身ともに健全な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校の名称は、高槻高等学校とする。

(位 置)

第3条 本校の位置は、大阪府高槻市沢良木町2番5号に置く。

第2章 収容定員、課程及び併設等

(収容定員)

第4条 本校の生徒の収容定員を840名とする。

(課程及び修業年限、併設)

第5条 本校に全日制課程普通科を設置し、修業年限を3年とする。

2 本校は、学校教育法第71条の規定に基づく高槻中学校との中高一貫教育を施す。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年・学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。学年を次の各号に掲げる通りに分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

ただし、特別の事情がある場合は、これを変更して定める。

(休業日)

第7条 休業日は、次の各号に掲げる通りとする。なお、第3号から第6号の休業日は、毎年度学年暦により定めるものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律で休日と定める日
- (2) 日曜日

- (3) 夏期休業日
 - (4) 冬期休業日
 - (5) 春期休業日
 - (6) 創立記念日及びその他校長の必要と認めた日
- 2 教育上必要があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程及び授業日時数

(教育課程)

第8条 本校の教育課程は、教科並びに特別活動及び学校行事等によって編成する。

- 2 教育課程及び教科科目単位数は、別表第1の定めるところとする。
- 3 中高一貫に係わる教育課程は、高槻中学校との協議を経て編成する。

(授業日時数)

第9条 授業日時数は、210日以上とし、1週1時間の授業を1単位とする。

(学習評価)

第10条 教科科目の学習評価は、学習の成果を総合して行うものとし、その評価は、5段階評定と100点法を併用する。

- 2 前項の学習成果がその教科及び科目の目標から見て満足できると評価されたとき、当該教科及び科目の所定の単位を修得したことを認定する。

(進級)

第11条 進級は、当該学年において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。

- 2 前項に規定する単位数に満たない者は、原級に留めるものとする。

(卒業)

第12条 本校所定の全課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

(細則)

第13条 学習評価の方法及び進級基準その他前第3条の規定に関し必要事項は、別に定める。

第5章 親権者等、保証人等

(親権者等)

第14条 親権者等は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者、後見人

- (2) 兄弟、縁故のある者
 - (3) 成年者で独立の生計を営む者
- 2 親権者等は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、つねに学校教育活動に協力しなければならない。

(保証人)

第15条 保証人は、大阪府下又はその近郊に居住し、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(親権者等・生徒・保証人の変動)

- 第16条** 親権者等・生徒・保証人が転籍、転居又は氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届け出なければならない。
- 2 前項の変動が死亡、失踪又は成年被後見人若しくは破産などにかかわるものであるときは、改めて親権者等・保証人を定めなければならない。

第6章 教職員

(教職員)

第17条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 副校長 1名
 - (3) 教頭 若干名
 - (4) 主幹教諭 若干名
 - (5) 指導教諭 若干名
 - (6) 教諭 30名以上
 - (7) 講師 18名以上
 - (8) 養護教諭等 2名以上
 - (9) 実習助手 1名
 - (10) 事務職員 3名以上
 - (11) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師
- 2 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
- 3 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理する。
- 5 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理する。
- 6 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 7 前第2項、第3項、第4項、第5項及び第6項以外の教職員は、それぞれの校務を分掌する。

第7章 入学、転入学、転学、退学及び休学等

(入学資格)

第18条 本校第1学年に入学することができる者は、次の各号に掲げた者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 前号に準ずる学校を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を終了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学及び編入資格)

第19条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、相当年齢に達し、かつ校長が別に定めた要件を満たしていると認められる者とする。

(入学許可)

第20条 入学を希望する者には、選考を行い入学を許可する。ただし、高槻中学校の生徒については、入学者の選考は行わないものとする。

(出願手続)

第21条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他の書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。ただし、高槻中学校を卒業した者は、その必要はない。

(入学手続)

第22条 入学の許可を受けた者は、速やかに親権者等（保証人）の誓約書その他の書類に入学金を添え、提出しなくてはならない。

2 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第23条 本校から他の学校へ転学しようとするときは、親権者等と連署のうえ校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第24条 疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、親権者等と連署のうえ校長に願い出て許可を受けなければならない。

(休学)

第25条 疾病その他やむを得ない事情や留学により長期にわたり出席できない者は、親権者等と連署のうえその事情を証明する書類を添えて、休学を校長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は、当該学年末までとする。
- 3 特別の事情があり延長を希望する者は、親権者等と連署のうえその事情を証明する書類を添えて、休学の延長を校長に願い出て許可を受けなければならない。

(復学)

第26条 休学期間中に前条に規定する理由が消滅し復学を希望する者は、親権者等と連署のうえ書類を添えて、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第27条 第24条の規定により、退学した者が親権者等と連署のうえ再入学を願い出たときは、校長は特に必要と認められた場合に限り、これを許可することができる。

(欠席)

第28条 欠席しようとするときは、親権者等において、その都度届け出なければならない。

- 2 病気その他やむを得ない事由のため、1か月以上出席することができないときは、必要書類を添え届け出て、校長の承認を得なければならない。

(出席停止)

第29条 感染症にかかり、又はそのおそれのある者で、他の生徒の教育に支障が生じると認められたときは、その者に出席停止を命ずることがある。

第8章 賞罰

(褒賞)

第30条 成績、性行共に優れ、他の模範となるときは、褒賞することがある。

(懲戒)

第31条 生徒が学則その他の規則に違反し、又は生徒の本分に反する行為があった場合には懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は、訓戒、訓告、謹慎、停学、退学とする。細目については、別に定める。
- 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に限って行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者

第9章 授業料、入学金、入学検定料等

(授業料、入学金、入学検定料)

第32条 授業料、入学金及び入学検定料は、別表第2及び第3の通りとし、別表第2は高槻中学校からの、別表第3は他校からの入学者に適用する。細目については、別に定める。

(督促)

第33条 授業料を5か月以上滞納した者に対しては、親権者等又は保証人に督促する。督促後、納入の見込のないときは、退学を命ずることがある。

(休学中の学費)

第34条 休学中の授業料は、徴収しない。

(返却)

第35条 既納の授業料、入学金、入学検定料などは、返却しない。

第10章 補則

(補則)

第36条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(改廃)

第37条 この学則の改廃は、理事会の承認をもって行うものとする。

附則

この学則は、昭和23年4月1日から施行する。

附則

この改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この改正は、昭和55年4月1日から施行する。但し、入学金に関する規定は、昭和55年3月17日から適用する。

附則

この改正は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この改正は、昭和57年4月1日から施行する。但し、入学検定料及び施設拡充費に関する規定は、昭和57年3月1日から適用する。

附則

この改正は、昭和 57 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。但し、入学検定料に関する規定は、昭和 60 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年5月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年10月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表第2 (第32条)

令和8年4月1日施行

入 学 金	280,000円
授業料 (年額)	678,000円

別表第3 (第32条)

令和8年4月1日施行

入学検定料	20,000円
入 学 金	280,000円
授業料 (年額)	678,000円